

# 社会資本整備重点計画法

<平成15年3月28日：成立 3月31日：公布 4月1日：施行>

<警察庁、農林水産省、国土交通省共管>

社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画の策定等の措置を講ずる。

## 9本の事業分野別計画

道路

交通安全施設

空港

港湾

都市公園

下水道

治水

急傾斜地

海岸

一本化

重点化・集中化のための  
計画に転換

## <社会資本整備重点計画>

=平成15年度以降の5箇年間に計画期間

### 対象とする社会資本整備事業

道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、海岸

(事業の効果を増大させるため一体として実施される事業やソフト施策を含む)

### 計画事項

重点目標とその達成のため実施すべき事業の概要

アウトカム(成果)目標に重点  
(総事業費は内容としない)

事業を効果的かつ効率的に実施するための措置

社会資本整備の改革の取組み方針を明示

- ・地域住民等の理解と協力の確保
- ・事業間連携の確保
- ・コスト縮減
- ・既存ストックの有効活用
- ・入札・契約の適正化 等

その他事業の重点的、効果的かつ効率的な実施に関し必要な事項

注・H14・15が最終年度。二重枠の事業分野別計画には各々の緊急措置法があった。

## 社会資本整備重点計画（抜粋）

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第1項に規定する社会資本整備重点計画を、平成15年度から平成19年度を計画期間として、次のとおり定める。

### 1 社会資本の整備に係る計画の改革

わが国の社会資本については、これまでの事業分野別の緊急措置法に基づく計画等による緊急かつ計画的な整備により、その充実を図ってきたところであるが、国際競争力の強化、少子・高齢社会への対応、環境問題への対応、安心して暮らしやすい社会の実現、美しい国づくり等の観点から残された政策課題への重点的な取組みが求められている。

また、社会資本の整備については、より低コストで、質の高い事業を実現するといった時代の要請に応じ、一層重点的、効果的かつ効率的に推進していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、社会資本の整備に係る計画の重点を、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換するとともに、政策目標の実現に関係する事業間の連携を一層深めるため、広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本（以下「社会資本」という。）の整備に係る事業分野別の計画を統合し、社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）として定めることとした。

重点計画においては、21世紀の国土、経済社会のあり方を見据えつつ、計画期間中に社会資本整備事業により実現を図るべき目標と、当該目標の達成のために実施すべき、社会資本の整備とあいまって効果の増大を図る事務等（ソフト施策等）や民間主体による社会資本の整備も含めた社会資本整備事業の概要を、国民に明らかにする。

また、地域住民等の理解と協力の確保、既存の社会資本の有効活用、公共事業の入札及び契約の改善、技術開発等による費用の縮減その他社会資本整備事業を効果的かつ効率的に実施するために求められる、社会資本の整備に関する改革の方向性を国民に明らかにする。

### 2 重点計画の活用とその意義

重点計画の策定に当たっては、案の作成に先立ち、国民や地方公共団体の意見を反映するための措置を講じるなど、策定過程の透明化、各主体の参画の促進に努めたところであり、重点計画の推進過程においても、国民や地方公共団体との密接な連携を図ることとする。

また、今後の社会資本の整備においては、目標の達成度を定期的に評価・分析して、事業・施策のあり方に反映していくことが必要である。重点計画はこの観点からも積極的に活用されるべきものであり、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、毎年度の政策評価の実施等を確実に行うものとする。さらに、国庫補助負担金制度に成果重視の視点も取り入れるなど、社会資本の整備について成果重視の施策体系へと転換していくことや、事業等の実施に当たり持続可能な社会の構築のための環境の保全を図っていくことも必要である。

重点計画の推進過程において、このような取組みを、各分野における省庁横断的な施策の連携を図りつつ、総合的に展開することにより、国民のニーズに的確に応え、満足度の向上につながる社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

なお、本計画の実施に当たっては、社会経済の動向、財政事情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、社会資本整備重点計画法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

## 第1章 社会資本整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

### 1 事業評価の厳格な実施

社会資本の整備については、新規事業採択時の評価、実施中の再評価、事業完了後の事後評価という事前から事後までの一貫した個別事業の事業評価システムにより、効果的かつ効率的な事業実施を確保するとともに、評価結果についても積極的に公表する。また、事業完了後の事後評価については、その結果を改善措置、同種事業の計画・調査のあり方、事業評価手法の見直し等に反映する。

### 2 技術開発等を通じたコストの縮減・事業の迅速化

社会資本の整備については、技術開発の推進とその成果の活用を図るなど、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革を推進する。

国及び関係公団等が実施する公共事業については、従来からの工事コストの縮減に加え、規格の見直しによる工事コストの縮減（ローカルルールの導入など）、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現、将来の維持管理費の縮減をも評価する「総合コスト縮減率」を設定し、計画期間中に、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成することとする。また、毎年度、施策実施状況と数値目標の達成状況についてフォローアップ（追跡調査）を実施する。

また、事業の迅速化については、完成時を予め明示する「完了期間宣言」的手法の活用など社会資本の整備における進捗管理の徹底を図るとともに、公共用地のより円滑な取得のため、事業認定の透明化、収用手続の合理化などの平成13年の改正の趣旨を踏まえつつ土地収用法（昭和26年法律第219号）の積極的な活用を図るほか、都市部で立ち遅れている地籍調査の推進など、事業の迅速化のための総合的な取組みを推進する。

### 3 地域住民等の理解と協力の確保

事業の計画段階よりも早い構想段階において、住民参加手続の実施を促すための各種運用指針等に示すプロセスを導入するなど、透明性や公正性を確保し、住民等の理解と協力を得るため、構想・計画・実施等の事業過程を通じた住民参加の取組み等を推進する。

### 4 事業相互間の連携の確保

事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本の整備に係る事業間連携を強力に推進することにより、コスト低減や工期の短縮など、相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

土地改良長期計画、廃棄物処理施設整備計画など、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも、事業の構想・計画・実施の各段階において密接に連携する。

### 5 既存の社会資本の有効活用、ソフト施策との連携

路上工事の縮減、有料道路における多様で弾力的な料金施策の実施、ETCの普及促進と活用、交通規制の適切な実施、災害関連情報やバリアフリー施設に係る情報の的確な提供、港湾諸手続のワンストップサービス化の推進、観光客誘致施策など、ソフト施策との幅広い連携の下で、既存の社会資本の有効活用にも配慮しつつ、社会資本の整備の効果を相乗的に

高めるようなきめ細かい工夫を実施する。

また、社会資本の更新時期の平準化、維持管理や更新を考慮に入れたトータルコストの縮減等を図るため、総合的な資産管理手法を導入し、効率的・計画的な維持管理を推進する。

## 6 公共工事の入札及び契約の適正化

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法に基づく適正化指針の趣旨を徹底し、入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底、公共工事の適正な施工の確保を推進する。

さらに、公共工事の品質を確保することにより発注者としての責任を果たすため、総合評価落札方式等により民間技術を活用し技術力による競争を一層推進するとともに、工事成績の活用による入札参加者の技術力審査等を推進する。

また、平成 15 年度から国土交通省の直轄事業において全面的に実施している公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）の一環としての電子入札の標準的なシステムについて、平成 22 年度を目安に地方公共団体等においても導入を促進することとする。

## 7 民間資金・能力の活用

効果的かつ効率的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、適切な事業分野において P F I の導入を積極的に推進する。

また、社会資本の管理等について、地域住民、NPO、地元企業等の参画を促進する。

## 8 社会資本の整備における新たな国と地方の関係の構築

個性ある地域の発展を目指し、国と地方公共団体との円滑な意思疎通、共通認識の醸成を図りつつ、各地方支分部局による社会資本の整備に係る重点目標や事業等に関する検討・整理をもとに、地方ブロックの社会資本の重点整備の方針をとりまとめ、国と地方の役割分担を明確化しつつ、社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進する。

平成 15 年の道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の改正による高規格幹線道路における追越区間付き 2 車線構造の導入など、地域特性に応じた柔軟な構造・手法を適用したローカルルールを導入により、整備効果の早期発現、整備コストの縮減を図りつつ、地域になじむ社会資本の整備を推進する。

また、地方ブロックにおける地方公共団体との定期的会議の開催により事業等に係る意思疎通等を図るとともに、地方による主体的な地域づくりを促進するため、国庫補助負担金について、地方の裁量性を高める方向で改革を推進する。

## 第 2 章 社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要

以上のことから、本計画の計画期間中の社会資本整備については、次のとおり重点目標を設定し、その達成に向けて効果的かつ効率的な事業執行を推進する。

## 重点目標一覧（第2章）

### 《暮らし》

- （1）少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等
- （2）水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等
- （3）良好な居住環境の形成

### 《安全》

- （1）水害等の災害に強い国土づくり
- （2）大規模な地震、火災に強い国土づくり等
- （3）総合的な交通安全対策及び危機管理の強化

### 《環境》

- （1）地球温暖化の防止
- （2）都市の大気汚染及び騒音等に係る生活環境の改善
- （3）

### 循環型社会の形成

- （4）良好な自然環境の保全・再生・創出
- （5）良好な水環境への改善

### 《活力》

- （1）国際的な水準の交通サービスの確保等  
及び国際競争力と魅力の向上
- （2）国内幹線交通モビリティの向上
- （3）都市交通の快適性、利便性の向上
- （4）地域間交流、観光交流等を通じた地域や経済の活性化

## 重点目標と事業の概要の例（第2章）

【（H14 H19）までの目標】

### 《暮らし》

横断的に事業を実施し、自宅から交通機関、まちなかまで連続した  
バリアフリー環境を実現。

【旅客施設の段差解消 39% 7割強】

【バリアフリー化された歩道等 17% 約5割】

【バリアフリー化された住宅 約1割】

民間の緑地（屋上緑化等）も活用し、都市域において水と緑の空間を確保

【都市域における水と緑の公的空間確保量 12 m<sup>2</sup>/人 13 m<sup>2</sup>/人】

市街地の幹線道路の無電柱化 【7% 15%】

3省庁が連携、地域特性を踏まえ、下水道、集落排水施設、浄化槽の  
污水处理施設を整備

【污水处理人口普及率 76% 86%】

### 《安全》

河川と下水道が連携し、床上浸水被害を受ける 家屋を解消

【約9万戸 約6万戸】

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の  
面積 【約15万ha 約10万ha】

交通安全施設等の整備により安全な道路交通環境を実現

【道路交通における死傷事故率 118 件/億台キロ 約 1 割削減】

## 《環境》

沿道環境対策により道路周辺の騒音を低減

【夜間騒音要請限度達成率 61% 72%】

失われた自然の水辺を再生 【約 2 割再生】

## 《活力》

拠点空港や空港アクセス交通の整備を推進 国際競争力の強化を目指し

国際海上コンテナターミナルの整備等により

輸出入貨物の輸送コストを低減 【5%減】

環状道路の整備や路上工事の縮減等により交通渋滞・混雑を緩和

【道路渋滞による損失時間 38.1 億人時間 約 1 割削減】

## 第 3 章 事業分野別の取組み

第 1 章及び第 2 章の横断的な取組みについて、事業分野別には次のとおり実施する。

### < 海岸事業 >

#### 1. 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組み

##### (1) 津波、高潮、波浪、海岸侵食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減

津波、高潮、波浪による被害を防止するために必要な施設の整備により、国民の生命・財産について所要の安全性の確保を図るとともに、住民等が被災を軽減するために適切な行動をとることができるよう、災害等に関する情報の公開・伝達を進める。また、貴重な国土を保全するため侵食対策を推進するとともに、施設の耐震強化を推進する。

(2) 人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全・回復  
海岸が持つべき豊かで美しい環境の保全・回復を図るとともに、住民の日常生活に潤いを感じられるよう、海辺に親しめる海岸づくりを推進する。

#### 2. 事業の概要

##### (1) 津波、高潮、波浪、海岸侵食が国民の生命・財産に及ぼす被害の軽減

津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積

【約 15 万 ha (H14) 約 10 万 ha (H19)】

- ・ 海岸保全施設の新設・改良、暫定施設の早期完成、老朽化施設の更新、水門等の機能の高度化の実施や津波・高潮ハザードマップ作成の技術的支援及び安全情報伝達施設等の整備  
侵食海岸において現状の汀線防護が完了していない割合

【24%(H14) 18%(H19)】

- ・ 現状汀線の保全対策（離岸堤、潜堤、人工リーフ等の設置や養浜による砂浜の保全）やかつての汀線の回復  
耐震化が不十分な施設に防護されている面積

【約 40,000ha(H14) 約 36,000ha (H19)】

- ・ 耐震性の強化等を目的とした施設の更新等

( 2 ) 人の暮らしと自然環境が調和した後世に伝えるべき豊かで美しい海岸環境の保全・回復  
復元・創出された砂浜の面積

【約 2,200ha (H14) 約 2,800ha (H19)】

- ・ 海浜の整備、侵食対策の実施や砂浜、緑、景観の総合的な保全及び動植物の生息生育空間に配慮した施設の整備  
人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長

【約 6,700km (H14) 約 6,800km (H19)】

- ・ 親水性施設や海辺へのアクセスを可能とする施設の整備や砂浜を有する海岸におけるバリアフリー対策（スロープ、安全施設等の整備）の実施